保護者の皆様

広陵高等学校 事務室 (082)-848-1321

家計が急変した世帯に対する給付金制度について

平素は本校教育の充実につきまして、ご支援とご協力いただきありがとうございます。 さて、広島県より、著しく収入の減少があった世帯(家計急変世帯)を対象とした令和3 年度家計急変世帯対象「広島県奨学のための給付金」の案内がありました。

つきましては、添付ファイルの内容をご確認いただき、申請を希望される方は事務室まで ご連絡ください。

この制度は広島県が実施しているため、学校での判断ができないことをご理解ください。

なお、7月1日現在で非課税(就学支援金 A 区分)の世帯が対象の「奨学のための給付金制度」のご案内は、対象の方には、広島県高等学校就学支援金等決定通知書が届き次第(11月の予定)ご案内をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

事務室受付時間 平日授業日 8:20~16:50

土曜授業日 8:20~13:20

※今回のご案内は、広島県に保護者がお住いの方が対象となります。

保護者等が広島県外にお住いの方は、こちらの URL からお住いの都道府県の制度を確認することが可能です。申請を希望する方は、その県の様式で在学証明書を作成しますので、学校までご連絡ください。

文部科学省 HP 内 高校生等への修学支援

https://www.mext.go.jp/a menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

令和3年度 家計急変世帯対象 「奨学のための給付金」受給申請のご案内

新型コロナウィルス感染症の影響等で、令和3年1月以降に、家計急変によって保護者等の収入が激減した世帯を対象に、授業料以外の教育費負担の軽減を目的とした給付金を支給します。(返済不要)

1 誰に給付されますか?

申請日において、次の要件をすべて満たす保護者に給付します。

保	令和3年度の保護者全員の道府県民税所得割及び市町 村民税所得割が非課税ではないが,令和3年1月以降
護	に家計が急変したことにより,所得割が非課税相当と なる見込みの世帯(※1)
者	広島県内に在住している。
生徒	就学支援金対象校に在学している。



給付方法など

対象者: 保護者

申 請: 7月1日~12月28日

回数:年1回

給 付: 申請の口座へ振込み

生活保護法の規定による生業扶助が行われている世帯の方及び令和3年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯の方は、7月の通常の申請(一般)で申し込んでください。

※1 家計急変の基準

世帯人数	向こう 1 年間の収入見込
2人世帯	2,044,000 円未満
3人世帯	2,216,000 円未満
4人世帯	2,716,000 円未満
5人世帯	3, 216, 000 円未満
6人世帯	3, 704, 000 円未満

- ・年収見込には、退職金、失業手当は含めないものとします。
- ・年収見込額は、保護者1人の収入の場合です。
- ・保護者全員の収入状況が非課税相当か個別に確認します。

2 給付額はいくらですか?

	生徒の状況	通信制・専攻科以外	通信制・専攻科
	下記以外	129, 600 円	
家計急変により 所得割非課税世 帯に相当すると 認められる世帯	○対象となる生徒以外に扶養している 15歳以上 23歳未満の兄姉がいる。 ○対象となる生徒以外に扶養している 15歳以上(中学生を除く) 23歳未満の,通信制課程に在学中または高校生等以外の弟妹がいる。	150, 000 円	50, 100 円

※家計急変が7月2日以降に生じた場合の給付額は、申請受付けの翌月以降の月数等に応じて算定します。

(計算例) $10月5日に家計急変事由が発生した全日制第1子の場合 129,600円×5月(<math>11\sim3$ 月)÷12=54,000円

3 どんな書類が必要ですか?

書類	内容・注意点
◎ 高校生等奨学給付金(家計だ	急変)受給申請書(私立) 様式第1-2号
① 振込先口座の通帳の写し (コピー)	金融機関,支店,預金種別,口座番号,口座名義フリガナが確認できるページ
② 家計急変の発生事由を証 明する書類	 ◎家計急変による申請理由書〔参考様式1〕 ◎上記の申請理由書の他に、次の区分に応じて提出してください。 【解雇や離職の場合】 ・離職票 ・雇用保険受給資格者証 ・解雇通知書 【破産や廃業の場合】 ・破産宣告通知書 ・廃業等届出 【解雇や離職、破産、廃業ではない場合】…上記理由書〔参考様式1〕
③ 家計急変前の収入を証明 する書類	· 令和 3 年度課税証明書(保護者全員)
④ 家計急変後の収入を証明 する書類	 ○会社員等 ・直近の給与明細書(急変後3ヵ月分以上) 及び年収見込〔参考様式2〕 ・会社作成の給与見込(急変後12ヵ月間) ○自営業 ・税理士又は公認会計士が作成した家計急変後の収入を証明する書類
⑤ 保護者等の扶養親族の人数・ 年齢を確認するための書類 扶養誓約書	・扶養親族分全員の健康保険証の写し(コピー) ・扶養親族全員の記載が省略されていない課税証明書 ※健康保険証の写しの被保険者番号や記号をマスキング(黒塗り)してください。 国民健康保険に加入している場合は、健康保険証の写しに加えて扶養誓
[参考様式3] ⑥ 在学証明書	約書〔参考様式3〕を添付してください。 生徒の在学校が発行したもの
⑦ その他の書類	上記のほか委任状やその他必要書類を追加で求める場合があります。

※②及び④の区分に掲げる書類以外に確認ができる書類がある場合は、ご連絡ください。

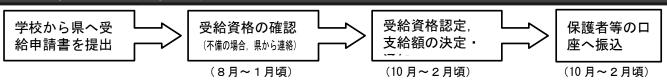
4 申請期限

- ◎ 申請書に①~⑦の書類を添付し事務室へ提出してください。
- ◎ (家計急変が7月2日以降に生じた場合は、12月28日(火)までに県へ申請)

※複数の生徒について申請する場合は、生徒1人につき1枚の申請書を提出してください。

※家計急変後の収入見込が申請時よりも増加することとなった場合は、県学事課へご連絡ください。

5 給付金の支給の流れ



支給時期:審査、決定通知を終えたものから順に支給します。具体的な支給日をお尋ねになられても、お答えできません。

お問合せ先

広島県環境県民局学事課 修学支援担当 (〒730-8511 広島市中区基町 10-52) 電話 082-513-2755 受付時間:午前9時から午後5時(土日・祝日を除く)

◆申請書はホームページからダウンロードできます。「広島県学事課 私立高等学校等奨学のための給付金」で検索してください。 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/44/syougakunotamenokyuuhukin.html